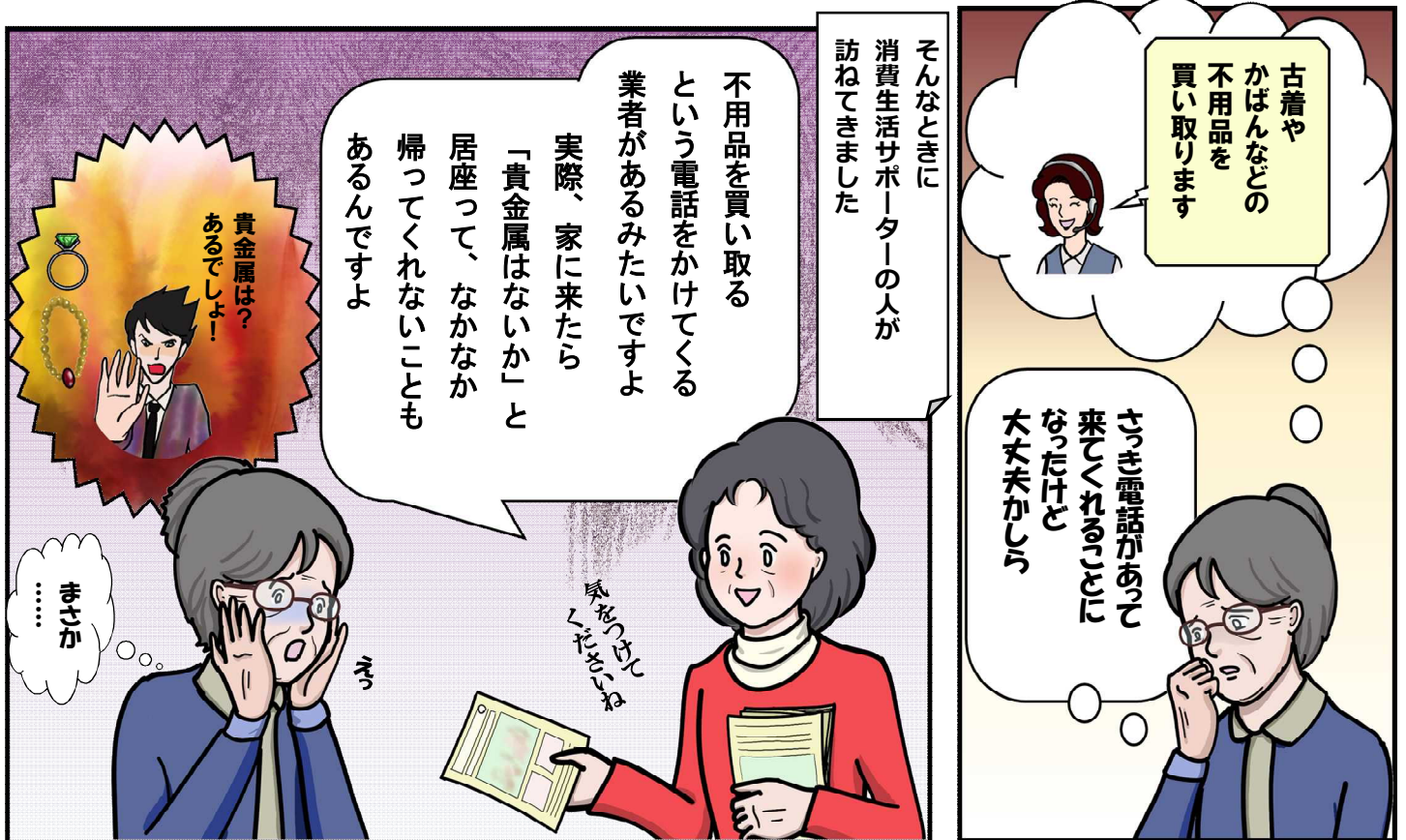




「不用品を買取ります」の電話にご注意！の巻



見守りポイント

- ◎事前の電話では「服などの不用品を買い取る」と言いながら、いざ訪問すると貴金属を出すよう強要され、断りきれずに貴金属を安く買い取られてしまったというトラブルが発生しています。
- ◎電話で「古着を買い取る」と勧誘して、家に來てから、電話の内容と違うものを買取することは法律で禁止されています。

対処方法

- ◆来訪を承諾したあとで断ろうとしても連絡先が分からないという事例もあります。安易に来訪の約束をしないようにしましょう。
- ◆このような訪問購入(訪問買取)は、原則契約してから8日間はクーリング・オフができます。
- ◆クーリング・オフをしても、業者が買い取った物品を「処分した」などと言って、返ってこない場合があります。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。